

平成 1 8 年度税制改正要望

企業の資金調達の円滑化に関する協議会
(企業財務協議会)

平成 1 7 年 9 月

1. 証券税制関連

「金融改革プログラム」において示された多様な金融商品を対象とする包括的な利用者保護ルールの徹底、市場機能の充実とその信頼性の向上、グローバル化に対応した制度の構築等の取組みに関しては、「投資サービス法」の法制化と併せ、抜本的かつ包括的な証券税制改革を施すことで、持続的な景気回復局面における企業部門の資金調達ニーズへ向けた他部門からのリスク資金供給が一層拡大することが求められる。

(1) 短期社債等に関する支払調書の提出義務の撤廃

支払調書の導入は、卓越した機能の発揮を期待されて誕生した電子CPのメリットである「低コスト」「省力性」などの手形CPに対する「優位性」を根本から失わせることとなり、市場の厚みを著しく損なう恐れがある。その結果、決済システムの初期投資の回収もままならず、取引の増加に伴う手数料の引下げも望めず、電子CP市場の健全な発展が阻害されてしまうことを恐れる。

従って、平成16年度の税制改正において、短期社債及び短期外債の譲渡及び償還等に係る支払調書制度が整備され、平成18年4月1日以後に発行される短期社債及び短期外債について適用されることが決定されてしまったが、上記の危機感からここにあらためて支払調書提出の義務付けの撤廃を申し入れるとともに、今後将来にわたり短期社債（電子CP）に支払調書の提出を義務付けることに反対する。

このまま電子CPの取引に関し、支払調書の提出の義務付けを恒久化するとすれば、この「優位性」を大きく損なうといわざるを得ない。従来の手形CPさえその義務は課されておらず、この支払調書の作成・提出によって電子CPが誇るべきコストと省力性のメリットが大きく損なわれるからである。

関係者は支払調書提出のためだけに「対応システム投資」「人員の配置」などの対策を迫られることになり、直接的なコストの発生や、電子CPの手数料としての上乗せコストの発生など、有形無形の追加コストの発生が避けられない。発行体、金融機関、振替機関のいずれがその支払調書の作成・提出を義務付けられたとしても、コストと省力性のメリットを大きく損なうことになる。

また、発行体のみならず投資家・資金運用の立場からも、支払調書提出が義務付けられることによって、将来的に、「T+0」と「DVP」の実現により日々の資金過不足の調整弁（オーバーナイト物を含む超短期

発行)としての機能を期待される「電子CP」を発行・購入しようとするモチベーションが著しく低下する懸念がある。

また、電子CPはその性質上、発行市場のみならず流通市場においてもその機動性を大いに発揮することが期待され、今後ダイレクト発行により発行された電子CPは、流通市場を通じて広く投資家間で転売されることが想定される。しかしながら、その償還時には、口座管理機関が償還金を代理受領する仕組みのため、支払調書を作成すべき発行体が最終投資家を把握できない恐れがある。

このままでは短期社債の支払調書制度そのものの信頼性について市場全体から疑問が持ち上がることは確実であり、あらためて短期社債等に関する支払調書の提出義務付けの撤廃を求める。

(2)非居住者・外国法人の受け取る振替社債等の利子の非課税措置の創設

社債等振替法の枠組みで発行・流通する振替国債・振替社債等の利子については、資本金1億円以上の内国法人であれば、その受取利子の源泉徴収が免除される措置が平成15年度税制改正時に導入され、同時に非居住者・外国法人の受け取る振替国債の利子については非課税とする措置が導入された。

一方で、非居住者・外国法人の受け取る振替社債等の利子については、現段階においても税制の取り扱いが定められていない状況にある。

金融資本市場の多様化やグローバル化を踏まえ、多様な投資家が、我が国の市場において円滑かつ活発な取引を展開することを可能とし、もって将来的に我が国の資本市場の厚みを形成してゆく必要があることから、非居住者・外国法人の受け取る振替社債等の利子についても、非課税扱いとする措置の創設を行うべきである。

(3)非居住者又は外国法人に支払われる民間国外債の利子等に係る非課税措置の延長等

財務戦略のグローバル化が深化するなかで、我が国企業は資金使途や金利情勢等を勘案しつつ、内外資本市場を主体的に選択し、最も効率的な資金調達を実現することが、競争戦略上重要である。

従って、平成16年度の税制改正において、平成18年3月31日までの時限措置として延長された、民間国外債の利子及び発行差金の源泉徴収の免除措置につき、仮に免除措置が廃止されると、我が国企業の発行す

る国外債の投資魅力が著しく低下するため、今後も非居住者又は外国法人に支払われる民間国外債の利子等に係る源泉徴収を不適用とする措置を延長することが必要である。

また、国内債の利子に係る所得課税についても同様に非課税化とすべきである。

(4) 株価指数連動利付債等のいわゆる指数連動債の償還金額が、額面金額（発行価額）を超える場合に生ずる収益について雑所得とすること

現在、当該所得は「雑所得」あるいは「利子所得」のどちらとしてみなすかの扱いが明確になっていない。仮に当該所得が「利子所得」としてみなされると、源泉徴収の可能性が発生し、なおかつその場合の源泉徴収義務者が上記の通り扱いが不明確な理由から、源泉徴収義務の有無を判断すること及び、これら指数連動債という商品の性格から、源泉所得税の対象となる金額を把握することが実務上困難である。

したがって、将来的な指数連動債の発行市場の厚みの形成促進の観点から、流動性や流通性を阻害する要因を排除することが重要であるとの判断に基づき、株価指数連動利付債等のいわゆる指数連動債の償還金額について、額面金額（発行価額）を超える場合に生ずる収益について、明確に雑所得扱いとする措置を講じるべきである。

(5) 株式配当二重課税の見直し

現在、我が国においては、株式の配当に対し、法人税及び所得税が重複して課されるという「二重課税」問題が存在している。

個人株主については、二重課税を調整する方法として、「配当所得税額控除制度」が採用されているものの、当制度には、(a)二重課税の排除効果自体が極めて限定的であること、(b)所得段階が低いほど二重課税の排除効果が小さくなる「逆進性」が強いこと、(c)国際的に見て、中立性、二重課税の排除効果の両面において不十分な状態に止まっていること等の点で大きな問題がある。

一方、法人株主については「受取配当の益金不算入制度」が採用されているが、同制度においても益金不算入率が50%に制限されてしまった（平成14年度税制改正で80%から50%へとさらに制限されることとなった）ことに加え、特定利子に係る措置が廃止されたことに伴い、結果として特定利子に係る措置の廃止だけでも益金不算入額が縮小してしまう

ことになり一層二重課税の排除効果が不完全な状態になってしまった。

二重課税の存在は、(a)投資家の投資意欲を阻害していること、(b)企業にとっては、全額損金算入が認められる借入金の支払利子に比べ、株式配当の負担を実質的に高める効果があることから、資金調達手段の選択、ひいては資本構成に歪みを生じさせていること、(c)国際的にみて、二重課税排除の程度が不十分であるため、我が国企業の国際競争力が不当に阻害されていることなどの点で、企業の資金調達の円滑化の観点から、多大なる悪影響があることは疑い得ないところである。

従って、企業の資金調達の円滑化に資するべく、インプテーション方式の採用等配当二重課税を排除する方策が検討されるべきである。

(6) 金融所得課税一元化の導入

我が国において企業部門の資金調達は、依然として金融機関借入を主とする間接金融に偏重しており、家計から株式・債券や信託など市場機能を通じた産業への資金供給はそれほど多いとは言えない。他方、企業においても、企業価値の持続的な向上を図るため、社債、私募債や株式等の発行による資金調達への関心が強まっている状況に鑑みれば、家計部門から企業部門へリスク資金を如何に供給できるかが経済活性化の観点から重要な課題である。

そのためには、個人投資家の投資意欲を刺激し、個人資産運用における預貯金から投資へシフトする際の障害となるような、複雑で分かりにくい税制を改め、多様な金融商品間で中立な税制とすべきである。

従って、金融所得に関する税制として、金融商品を幅広く捉え、その税率を同一とし、それらについて損益通算を広く可能とする、金融所得課税一元化の導入を図るべきである。

(7) 不動産投資法人税制の拡充

不動産投資法人の支払配当損金参入要件のうち 90%超配当要件の判定については、会計上の利益と課税上の所得との乖離により支払配当損金参入要件を満たさなくなる場合における宥恕規定を導入すること。

不動産投資法人の支払配当損金参入要件のうち 90%超配当要件（租税特別措置法第 67 条の 15 第 1 項第 2 号ホ）については、その判定における分母の額に利益超過分配金額（利益を超えて投資主に分配された金額）を加算すると、当該要件を満たすために過大な利益超過分配金額が必要

となる可能性があることから、利益超過分配金額については 90%超配当要件判定上、分母の額に含めないよう手当ですること。

米国における UPREIT (Umbrella Partnership REITs) に類似した不動産投資法人資産、投資信託財産への実物不動産の譲渡に対する譲渡益課税の繰延べ制度を導入すること。

2. 企業経営効率化関連税制

企業組織再編に対し税制の中立性を確保することにより、経営者の自由な企業組織の選択を可能にし、戦略的に事業再構築を行うことができる環境を整備する必要があり、なおかつ一般事業会社がクロスボーダーでの円滑なグローバル・キャッシュマネジメントを実現可能とする環境を整備するため、以下の税制措置を講じられたい。

(1) 外形標準課税制度の見直し

外形標準課税は平成 15 年度税制改正において、平成 16 年 4 月 1 日以降、資本金 1 億円超の法人が課税対象として導入されたが、世界の流れにも逆行した賃金(所得割額)を課税標準とする法人事業税の外形標準課税制度に関しては、担税力のない法人に対し新たな税負担を強い、企業の雇用や投資活動に悪影響を及ぼすため、廃止を含めた見直しを行うことが不可欠である。

(2) 欠損金の繰戻し還付・繰越期間の延長

企業にとって、課税上の期間損益の通算は、長期的な視野に立った経営を行なう上で非常に重要である。しかし、現行法人税における欠損金の扱いは、繰越控除については、平成 16 年度の税制改正において 5 年間から 7 年間へ延長されたが、繰戻し還付については 1 年間に限られている。(但し、平成 4 年 4 月から適用停止中(平成 18 年 3 月 31 日まで)。なお、設立後 5 年以内の中小法人等については、本停止措置から除外し、欠損金の繰戻し還付を認める措置を講じている。)

一方で、例えば、米国では 2 年間の繰戻しと 20 年間の繰越し、英国では 1 年間の繰戻しと無制限の繰越しが認められており、諸外国と比較してわが国の現行制度は大変不利な扱いとなっている。

欧米諸国との国際的整合性の観点から、法人税の一般的な制度として繰戻し還付および繰越控除期間の一層の延長を要望したい。

(3) 不動産関連税制

土地の有効利用を活性化させるためには、円滑な不動産取引を促進すべく税制の見直しが必要である。

不動産には、その流通段階において、不動産取得税、登録免許税、印紙

税、消費税(建物)、事業所税などが課されている。このように現状では、他の資産と比較しても過大な課税を幾重にも負担しており、これらの課税の合理化が必要である。

不動産の流動化はバランスシートの効率化、企業財務体質の強化につながる。したがって不動産の流動化を促進する為に、登録免許税を手数料化するとともに、不動産取得税並びに地価税を廃止すべきである。また、事業所税は廃止を含め見直すべきである。さらに、法人の譲渡益重課制度(平成20年12月31日まで適用停止中)は廃止すべきである。

土地に係わる固定資産税・都市計画税は、特に大都市部の商業地、工業用地などの非住宅用地は税負担が大きく、事業自体の存続を脅かしかねない状況となっている。したがって、非住宅用地の固定資産税負担の軽減や均衡化・適正化の早期実現を図るべきである。

(4)法人実効税率の引下げ

わが国の法人税の実効税率は約40%であり、ほぼ米国並みの水準となっているが、欧州諸国では30%台となっている国もあり、アジア諸国も概ね20%~30%台の水準となっている。

また、中国をはじめ、多くの国々が外国からの投資を促進するための経済特区を設け税制優遇措置を講じている。我が国も斯様な諸策を取り入れ、欧州諸国並みの水準まで軽減を図るべきである。

(5)外国税額控除制度の見直し

我が国企業は海外直接投資の活発化に伴い、海外子会社等の連結収益に占める割合が増大する中で、配当や本邦設備投資の原資として海外から収益を親会社に集中させる動きもある。

また、国税・地方税を合わせた税金に対する法人課税の割合が欧米諸国で10%前後であるのに対して、わが国では20%を超える高い水準にあるため、我が国企業の中には、海外子会社の内部留保を親会社に配当せず、海外において再投資を行い、グループ全体の税負担を軽減しようとする行動も散見される。

従って、これら我が国企業のグローバルな事業活動の成果を国内へ還元し、わが国の企業の国際競争力を向上させるために、また海外からの投資をわが国に積極的に呼び込み、経済の活性化を図るために外国税額控除制度の拡充が不可欠である。

具体的には、外国税額控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間は現在 3 年であるが、これらの一層の延長を図ること、外国税額控除限度超過額の失効額の損金参入を認めること、さらに間接税額控除の対象となる関連会社の出資比率の要件は現在 25%であるが、これをせめて米国・英国並みの 10%以上を目標として緩和することが必要である。

(6) 連結納税制度の改善

分社化、持株会社化等のグループ企業の経営効率を高める組織再編を促進する観点から、現行の連結納税制度において障害となっている、子会社の連結前繰越欠損金の持込制限や、制度参加時に一部資産の時価評価を実施し参加前に評価に基づいた納税申告を実施する制度、さらに連結法人間で発生した寄付金を全額損金不算入とする制度などについては、見直しを行うべきである。

また地方税も連結納税制度の対象に加えるなどについても、検討・見直しを行うべきである。

(7) 研究開発促進税制及び I T 投資促進税制の延長、恒久化

我が国経済の持続的な成長を支える産業・技術の創出を促進するための施策として、平成 15 年度の税制改正で創設された、研究開発促進税制と I T 投資促進税制については、我が国企業の国際競争力の強化に寄与したと考える。

我が国経済の活性化の原動力となる研究開発活動や I T 投資を通して、企業の経営基盤の強化と活力を一層増進させるためにも、平成 18 年 3 月 31 日までの時限措置となっている試験研究費総額控除制度における税額控除割合の 2% 上乗せ措置と、I T 投資促進税制の延長、恒久化が必要である。

(8) 減価償却制度の見直し

企業の設備投資意欲を刺激し経済を活性化するためには、投下した資本の早期の回収が不可欠であるという視点から減価償却制度の見直しが必要である。具体的には資産分類の簡素化や、少額減価償却資産の損金算入限度額を現行の 10 万円から 30 万円への引き上げること、加速度償却制度の導入などが必要である。

また、残存価額と償却可能限度額の適正化という観点からは、固定資産残存価額を備忘価額まで全額償却を認めるべきである。

さらに電話加入権については、現行税法上、非償却資産として扱われるが、今後市場価値が消失してゆく見込みであり、資産の実態を反映した評価を可能とするためにも、電話加入権についてはその取扱いを償却資産へ変更し、早期償却を可能とする措置を講ずるべきである。

(9)環境税等の導入反対

産業界は環境問題の重要性を十分に認識し、これまでも環境自主行動計画の策定・実行を強力に推進してきた。

斯様な自主的取組は、費用対効果に優れ、技術動向を考慮した対策を立案し実行できる点で極めて優れている。また、政府が本年4月に閣議決定した京都議定書目標達成計画においても、自主行動計画は「産業・エネルギー転換部門における対策の中心的な役割を果たすもの」と評価されており、環境と経済との両立に資する仕組みを重視しながら、地球温暖化問題に取り組む民間の自主的な態勢を尊重すべきである。

環境税等の導入はこうした民間の真摯な取組を行っている我が国企業に対して追加的なコスト負担を強いるものであり、グローバル競争下の国際貿易や経済構造に歪をもたらす懸念があり、あらためて反対である。

(10)役員報酬の取扱いの見直し

近時、株主が経営監視を強める中で、役員が退任時に支払う退職慰労金を廃止し、業績連動型の報酬制度へ移行することで、企業価値をより意識した経営を目指す企業が急増している。

また、役員賞与は会社法において、決算確定手続きとは無関係に「報酬等」として、役員報酬と一体として株主総会決議によって定めることとされた。また、会社法を踏まえ、企業会計においても費用計上に一本化される方向にある。

従って、現行の法人税法において損金不参入とされている役員賞与(業績連動型報酬)について、役員報酬と取扱いに差異を設ける必然性はもはやなく、損金算入を認めるべきと考える。

(11) ストックオプションの優遇税制対象への執行役の追加

執行役は平成 14 年度商法改正により「委員会等設置会社」へ移行した法人に置かれたが、法人税法上は第二条で執行役を役員と定義し、執行役と取締役の扱いを同一にしていることから考えても、租税特別措置法の中で両者を区分する明確な理由は存在しないことから、ストックオプションの優遇税制対象として、現行「法人の取締役又は使用人である個人」と規定されている内容への、執行役の追加が求められる。

なお、上記商法改正に合わせるためにも、平成 15 年 4 月 1 日からの遡及適用を求める。

(12) 租税条約における親子間融資等に関わる利子の源泉徴収免除

米国との投資交流を税制面から支援するという目的で、およそ 30 年ぶりに日米租税条約の改正が実施され、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」が平成 16 年 3 月 30 日をもって発効し、源泉徴収される租税については、7 月 1 日以後の課税分に適用されている。

新条約では、従来条約の内容を全面的に改め、OECD 条約モデルを基本としつつも、日本と米国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を大幅に軽減するとともに、条約濫用による租税回避の防止規定を設けるなど、規定が盛り込まれた。即ち、新条約においては、日米間の配当、利子及び使用料の支払における源泉地国課税(源泉徴収税率)が大幅に引き下げられ、特に使用料、一定の親子間配当、及び、一定の主体の受け取る利子については源泉地国免税となった。

しかしながら、一般事業会社の同一グループ内で、資金の一元管理による効率化を目的とするキャッシュマネジメントのオペレーションに関して、日本法人と米国現地法人間で締結する融資契約に係る利子については、新条約において源泉徴収免除とされていない。我が国企業のグローバルな事業展開を支援する円滑なクロスボーダーペイメントを実現するためにも、親子間融資に係る利子源泉税の免除を求める。

3. 企業年金に係る税制の整備

確定給付企業年金法ならびに確定拠出年金法が施行されて3年余りが経過し、企業経営における重要課題と認識される退職金・年金制度の見直しが急速に広がっている。労使双方の多様な退職金・年金制度へのニーズに応える、自由度の高い制度設計を実現可能とするための、以下の税制措置を講じられたい。

(1) 特別法人税の撤廃

退職年金等積立金に対する法人税(特別法人税)の課税停止措置については、平成17年度の税制改正において、平成19年3月31日迄の延長が決定された。しかしながら特別法人税の存在が、確定拠出型年金制度の普及や、企業年金法の下で運用されていく確定給付型年金も含めた企業年金制度全般の将来の運用期待に多大な影響を与えることが懸念されるため、撤廃を強く要望する。

諸外国においては年金税制を拠出時・運用時非課税、受給時課税とするのが通常であり、我が国のように運用時に課税する例はない。特別法人税の課税については、前述の通り現在凍結中であるが、これが再び課税されることとなった場合、新企業年金や確定拠出型年金の運営上大きな負担となり、公的年金を補完する役割を担う企業年金制度の維持が困難になる恐れが強い。このような特別法人税については、今後企業年金制度が果たす役割についても十分に考慮した上で、本年度税制改正において撤廃されるべきである。

年金税制については、拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則を徹底し、さらに平成16年度税制改正にて決定した公的年金等控除及び高齢者控除の縮小・廃止によって将来的に得られる財源は、特別法人税を撤廃することによる財源不足の穴埋めとして将来的に最優先で確保されてゆくべきである。

(2) 確定拠出年金に係る課税の見直し

確定拠出年金法の成立後、平成16年度の税制改正で拠出限度額引き上げが一度実現したものの、依然としてその拠出限度額が低いことや、労使のマッチング拠出の禁止等の制約があるため、企業は退職給付制度の見直しに際して、確定拠出年金を見直しのメインの制度として位置づけることが難しい状況にある。

拠出限度額の早期の一層の引上げ、マッチング拠出の容認、老齢給付金の給付開始年齢の弾力化といった措置を講ずるべきである。

(3) 税制適格年金における時価主義の導入も可能に

税制適格年金において、簿価主義が求められるのは税制適格性についてのみであり、厚生年金基金や新企業年金（DB, DC, CB）における評価はすでに時価主義であること、また、運用機関の入替えなど、効率化を行うための施策を実行した場合に必要以上に実現損益（実現益）が発生し、それにより企業本体のキャッシュフローや運用効率に影響を与えること等から、税制適格年金についても現行の簿価主義による評価に加え、時価主義で評価することも選択肢として認めるべきである。

(4) 過去勤務債務の一括償却

確定給付企業年金制度と併せて、既存制度からの円滑な移行を図る観点、並びに年金財政の健全化促進を図る観点から、過去勤務債務の一括償却を含め償却期間の弾力化が認められるべきである。

具体的には、現在、償却率の上限が50%（定額償却の場合は3年）であるところを、一括償却（100%償却、1年償却）も含め50%（3年）以上の償却も認めるべきである。

以 上

企業の資金調達の円滑化に関する協議会(略称：企業財務協議会)

事務局 中野 広海

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目5番16号晚翠ビル5階

(財)企業活力研究所内

TEL 03(3503)7671

FAX 03(3502)3740